令和８年７月２７日
第８回定例会資料
協議事項１
（即付議議案第２９号）

１　議案名

徳島県教育振興審議会に対する諮問について

２　提案理由

徳島県教育振興審議会設置条例第１条に基づき、徳島県教育振興審議会に対し別紙のとおり諮問する必要があるため

３　関係法令

徳島県教育振興審議会設置条例（平成６年徳島県条例第２０号）

徳島県教育委員会教育創生課

教創第　　号
令和８年７月３０日

徳島県教育振興審議会会長　殿

徳島県教育委員会教育長　　中　川　斉　史

徳島県教育振興計画の策定について（諮問）

このことについて、徳島県教育振興審議会設置条例第１条の規定に基づき、次のとおり理由を付して意見を求めます。

理由

本県では、令和６年３月に「徳島教育大綱」及び「徳島県教育振興計画（第４期)」を策定し、「個性と国際性に富み、夢と志あふれる『人財』の育成」の基本方針に基づき各種施策に取り組んできたが、更なる理念の浸透と施策の推進が求められている。

特に、幼児教育から高等教育、社会教育に至る切れ目のない連続性を確保するとともに、地域や産業界等との緊密な協働のもと、将来にわたり持続可能な教育の推進体制を確立することは、本県教育の未来を切り拓くうえで極めて緊要な課題である。

現在、急速な少子化の進行やグローバル化の加速、さらにはAIをはじめとするデジタル技術の飛躍的な進展など、社会情勢は未曾有の変革期を迎えている。こうした不確実性の増す時代を生き抜くためには、主体的・対話的で深い学びを通じて「新たな価値を創造する力」や、先端技術に代替されない「問題発見・解決能力」、「自らの人生をたくましく切り拓く力」を涵養する教育を推進する必要がある。また、価値観が多様化する時代において、一人一人の個性や違いを尊重し、誰一人取り残すことなく個々の可能性を最大限に引き出すことが求められており、多様性に富み包摂性を備えた教育環境の構築に向けた取組を進めることが重要である。

そこで、第５期計画期間である2030年までの４年間を本県で学んだ子どもたちが、2040年代以降に新たな時代の創り手として活躍し、多様な幸せ（ウェルビーイング）と「未来へ引き継げる徳島」を実現するため、本県教育の基本方針に基づき、今後講じるべき教育政策のあり方について、貴審議会の意見を求める。

＜参考資料＞

徳島県教育振興審議会設置条例

（平成六年三月二十八日徳島県条例第二十号）

（設置）

第一条　徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、徳島県の教育の振興に関する重要事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として、徳島県教育振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第二条　審議会は、委員二十五人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第三条　審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序に従い、その職務を代理する。

（会議）

第四条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門委員）

第五条　審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第六条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（雑則）

第七条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

１　この条例は、平成六年四月一日から施行する。

２　徳島県産業教育審議会条例（昭和六十年徳島県条例第三十二号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。